

◆第10章 企業年金等◆

問114 確定拠出年金 <第10章 Theme 4>

(2019② 問題43)

個人型確定拠出年金（i D e C o）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、年単位での拠出については考慮しないものとする。

1. 国民年金の第2号被保険者である公務員がi D e C oに拠出できる掛金の限度額は、月額23,000円である。
2. 掛金額は月額1万円を下限として、拠出限度額の範囲内において1,000円単位で設定することができる。
3. 所得税の計算上、支払った掛金額の2分の1相当額が所得から控除される。
4. 老齢給付金は、通算加入者等期間が10年未満の場合、60歳から受け取ることはできない。

問115 確定拠出年金 <第10章 Theme 4>

(2018① 問題42)

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては企業型確定拠出年金を「企業型」、個人型確定拠出年金を「個人型」という。

1. 掛金の拠出は年単位で定められている。
2. 企業型の加入者が掛金を拠出する場合（マッチング拠出）、加入者が拠出する掛金の額は事業主の掛金の額を超えてはならない。
3. 加入者が死亡した場合は、その者について拠出された掛金の総額に相当する額が死亡一時金として所定の遺族に給付される。
4. 60歳未満の企業型の加入者が退職して国民年金の第3号被保険者となった場合、個人型に資産を移換して、加入者または運用指図者になることができる。